

大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）附則第4項に規定する学長が別に定める
事項に関する規程

平成27年12月24日制定

平成27年規程第70号

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）附則第4項の規定により、大分大学大学院教育学研究科教職開発専攻学校経営コース（以下「教職大学院」という。）において修学する、現職の大分県公立学校教員に対する授業料免除（以下「教職大学院授業料免除」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 教職大学院授業料免除は、大分県教育委員会と教員養成を行う大学との連携協力に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、教職大学院の修学を希望する現職の大分県公立学校教員に対し、一定期間の授業料を免除することにより、優秀な入学者を確保するとともに、当該入学者の学修意欲の向上を図り、もって地域や学校の中核的リーダーとなる教員を養成することを目的とする。

（対象学生）

第3条 教職大学院授業料免除の対象となる学生（以下「対象学生」という。）は、教職大学院に在籍する学生のうち、協定書に基づき、大分県教育委員会から派遣される公立学校教員とする。

（免除期間及び免除額）

第4条 教職大学院授業料免除の対象となる期間は、対象学生の入学年度の1年間とし、その免除額は、授業料の半額とする。

（申請及び許可）

第5条 大分大学大学院教育学研究科長は、対象学生について、別記様式により学長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請は、入学年度の4月末日までに行うものとする。

3 学長は、第1項による申請に対し、教職大学院授業料免除を許可するものとする。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、教職大学院授業料免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、学長が必要と認める場合は、その限りでない。

